

○熊本県警察職員の教養に関する訓令

(平成8年3月15日本部訓令甲第6号)

熊本県警察職員の教養に関する訓令(昭和38年熊本県警察本部訓令甲第5号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 職場教養(第4条―第10条)
- 第3章 学校教養(第11条―第21条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、熊本県警察職員の教養に関する規則(昭和38年熊本県公安委員会規則第1号)に基づき、熊本県警察職員(以下「警察職員」という。)に対する教養の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 警察職員に対する教養の実施については、警察教養規則(平成12年国家公安委員会規則第3号)及び警察教養細則(平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(所属長の教養責任)

第2条 所属の長は、部下職員に対する教養の責任者として、職場教養を適切に実施するとともに、部下職員の職務に必要な学校教養の課程を修めさせなければならない。

2 警察本部の所属の長は、警察職員に対し、その所管する業務について、必要に応じ、適切かつ効果的な教養を行わなければならない。

(教養の推進及び調整)

第3条 教養課長は、教養が合理的かつ効果的に行われるよう教養の推進及び調整に当たるものとする。

第2章 職場教養

(体育及び術科訓練)

第4条 所属の長は、部下職員の気力・体力の錬成及び職務遂行に必要な術科技能の向上を図るため、体育及び術科訓練を適確に実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教養効果の測定)

第5条 所属の長は、職場教養の成果を測定するため、部下職員に対して考査を行うことができる。

(職場教養実施計画)

第6条 警察本部の所属の長は、所管する業務に関する翌年の職場教養実施計画を作成し、教養課長に提出しなければならない。

2 教養課長は、前項により提出を受けた職場教養実施計画をもとに、熊本県警察職場教養実施計画を作成し、警察本部長の承認を受けなければならない。

(教養担当者)

第7条 所属に教養担当者を置き、次席、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。

2 教養担当者は、職場教養の効率的推進を図るため、所属の長を補佐し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 職場教養の企画及び立案に関すること。
- (2) 職場教養に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) 職場教養に関する資料の作成、活用及び保存に関すること。

(教育招集)

第8条 機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長並びに警察署長は、毎月1回以上部下職員を定期的に招集して、職場教養を行わなければならない。

(教養の記録)

第9条 所属の長は、所属における職場教養(細則第26条の個人指導によるものを除く。次条において同じ。)の実施状況について、教養記録簿(別記様式第1号)に記録しなければならない。

(報告)

第10条 所属の長は、所属における職場教養のうち、その効果が顕著であったもの又は他の所属の参考となると認めるものについて、教養課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

第3章 学校教養

(教養の課程)

第11条 熊本県警察学校(以下「警察学校」という。)における警察教養の課程は、次の各号に掲げるとおりとし、警部補(同相当の一般職員を含む。)以下の警察職員に対し、その階級、職種、経験等に応じ、必要な課程を修めさせるものとする。

- (1) 初任科、初任補修科及び一般職員初任科
- (2) 巡査部長任用科、警部補任用科及び部門別任用科
- (3) 専科

(学校教養の実施)

第12条 次の各号に掲げる課程に係る事務は、それぞれ当該各号に掲げる所属が担当する。

- (1) 初任科、初任補修科及び一般職員初任科 警察学校
- (2) 巡査部長任用科及び警部補任用科 教養課

(3) 部門別任用科 各部門の庶務を担当する所属(生活安全企画課、刑事企画課、交通企画課及び警備第一課をいう。)

(4) 専科 特定の分野に関する専門的な知識及び技能に係る事務を所管する所属(教授細目)

第13条 前条各号に掲げる所属の長(以下「教養主管所属長」という。)は、教養課長と協議の上、当該課程の教授科目ごとに教授細目を作成し、警察本部長の承認を受けなければならない。

(学校教養実施計画)

第14条 教養課長は、細則第17条第1項に規定する翌年度の教養実施計画を作成し、警察本部長の承認を受けなければならない。

2 教養課長は、前項の教養実施計画の作成に当たっては、警務課長、教養主管所属長及び警察学校長(以下「校長」という。)と緊密な連絡をとり、効果が上がるよう努めなければならない。

(入校者の決定)

第15条 巡査部長任用科、警部補任用科、部門別任用科及び専科の入校者は、教養主管所属長が警務課長、教養課長及び校長と協議して決定する。

(教養効果の測定)

第16条 教養主管所属長は、主管する課程の学生に対し、その教養効果を測定するため、考査又は検定を行わなければならない。

(成績の報告及び通知)

第17条 校長は、初任科及び一般職員初任科の学生の修業成績を警察本部長に報告しなければならない。

2 教養主管所属長は、主管する課程の学生の考査結果(初任科、初任補修科及び一般職員初任科の学生にあっては修業成績とする。)をその者の所属の長(初任科及び一般職員初任科の学生にあっては、新たに配属された所属の長とする。)に通知しなければならない。

(証書の授与)

第18条 校長は、初任科の課程を修了した者に対しては卒業証書(別記様式第2号)を、その他の課程を修了した者に対しては修了証書(別記様式第3号)を授与するものとする。

(学生の居住)

第19条 学生は、学生寮に居住しなければならない。ただし、校長が必要と認めた場合は、通学させることができる。

(学生の実務)

第20条 校長は、災害その他必要が生じたときは、警察本部長の承認を受けて、学生を実務に就かせることができる。

(校長への委任)

第21条 この訓令に定めるもののほか、警察学校における教養のため必要な事項は、校長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成8年3月15日から施行する。
(熊本県警察の術科訓練に関する訓令の一部改正)
- 2 熊本県警察の術科訓練に関する訓令(昭和36年熊本県警察本部訓令第58号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(熊本県警察職員の車両運転指導に関する訓令の一部改正)
- 3 熊本県警察職員の車両運転指導に関する訓令(昭和42年熊本県警察本部訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(平成9年3月25日本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成9年3月26日から施行する。

附 則(平成14年2月5日本部訓令第1号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月19日本部訓令第16号)

この訓令は、平成18年6月19日から施行する。

附 則(平成19年3月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成19年3月22日から施行する。

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)

この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成30年7月19日本部訓令第11号)

この訓令は、平成30年7月19日から施行する。

※ 別記様式 (略)